

駐車を設置される方へ

～環境確保条例における届出の手引き～

収容能力が20台以上の駐車場の設置に関しては、環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）における規制の対象となります。具体的には「指定作業場設置届出」「規制基準の遵守」「アイドリングストップの看板設置」等があります。特に駐車場で発生する自動車のエンジン音や、機械式駐車場の機械稼働音に配慮した設置をされるようお願いいたします。

※この手引きは、練馬区内に駐車を設置される方を対象としています。

練馬区環境課

1. 環境確保条例における「駐車場」の扱い

環境確保条例において、収容能力が20台以上の駐車場は「指定作業場」と定義されています。（条例第2条 別表第2）

2. 指定作業場に該当する駐車場にかかる規制

(1) 指定作業場設置の届出(条例第89条)

収容能力が20台以上の駐車場に関して、区役所へ届出をする義務が生じます。

※「作業場変更」「氏名・名称変更」「承継」「廃止」時の届出も義務づけられています。設置後も注意してください。（「5.」「6.」を参照）

(2) 規制基準の遵守(条例第68条)

指定作業場に関する規制基準は「騒音」「振動」「悪臭」等があります。

(別表1 別表2を参照)

(3) アイドリングの禁止および看板等の設置（条例第52条、54条）

環境確保条例では、自動車の不要なアイドリングは禁止されています。また、「収容能力が20台以上の駐車場」は、「アイドリングストップの看板（看板・ポスター・書面等）」を設置し、駐車場の利用者に周知する義務があります。

①看板等の掲示位置

利用者に認識されやすい場所（入り口付近・壁・場内の柱等）

②掲示枚数

20台あたり1枚程度

③記載例

1文字5cm×5cm程度、白地に黒文字、黄色に黒文字など

大気汚染や地球温暖化防止のため
駐停車中はアイドリング・ストップをしましょう。
駐停車中はエンジンを止めてください。

東京都の条例で、駐停車中のアイドリングは、禁止されています。駐停車中はエンジンを止めてください。

④その他

看板等の方法で周知することが難しい場合は、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。

（例）入場時に「駐車場内では、アイドリング・ストップをしてください」と放送、呼びかけ等を行う。

⑤問合せ先

東京都環境局自動車公害対策部規制課監察係（5388-3510）

(4) その他の制限等

「未届出の設置」「その他の未届」「規制基準の超過」等があった場合は、改善勧告・改善命令を受けたり、これに従わない場合は罰則がありますので、注意してください。また、指定作業場の設置届又は変更届の審査において、規制基準を超えられると思われる時などに、その届出にかかる計画の変更又は廃止を命ずることがあります。指定作業場の設置届又は変更届をした者は、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、その届出にかかる指定作業場の設置又は変更の工事をすることはできません。ただし、届出にかかる事項が相当であると認められる時は、期間を短縮することができます。

3. 近隣の方への配慮

指定作業場を設置するにあたっては、規制基準の遵守を含めて特に次の点に留意してください。

- (1) 駐 車 場 所：緑地等の緩衝地を設けるなど、敷地境界線から遠去けるような配慮をしましょう。
- (2) 時 間 帯：夜間に出入りする車両についての駐車場所に配慮しましょう。
- (3) 駐車の向き：隣地に排気口を向けないように、前向駐車を周知しましょう。
- (4) 塀 の 設 置：敷地境界には、塀等を設置して、騒音の低減に努めましょう。
- (5) 事 前 説 明：駐車場の設置に関しては、周辺の住民へ良く説明しましょう。
- (6) 利 用 者：ドア開閉音、空ふかし、ラジオ等は控えるように周知しましょう。

4. 環境保全措置

指定作業場としての駐車場運営を行うにあたり、環境保全のための取り組みをさらに推進させるため、次のような事項についてのご協力をお願いしております。

- (1) 緑 化 （空気をきれいにし、地域にうるおいや安らぎを与えます）
 - ①駐車場の周囲、特に公道側に生垣を作りましょう。
 - ②建築物の屋上や敷地内にできるだけ樹木を植えましょう。
- (2) 雨水浸透 （地下水を涵養し、湧水を保全し、治水にも役立ちます）
 - ①駐車場に透水性舗装を採用しましょう。
 - ②建築物の屋根雨水は、「雨水浸透マス」や「浸透トレンチ管」を設置しましょう。

5. 届出の手続き方法

(1) 申請に必要な書類

①指定作業場設置（変更）届出書(その1、その2)

②案内図

③付近見取図

※半径50mを明示してください。

④敷地・建物配置図

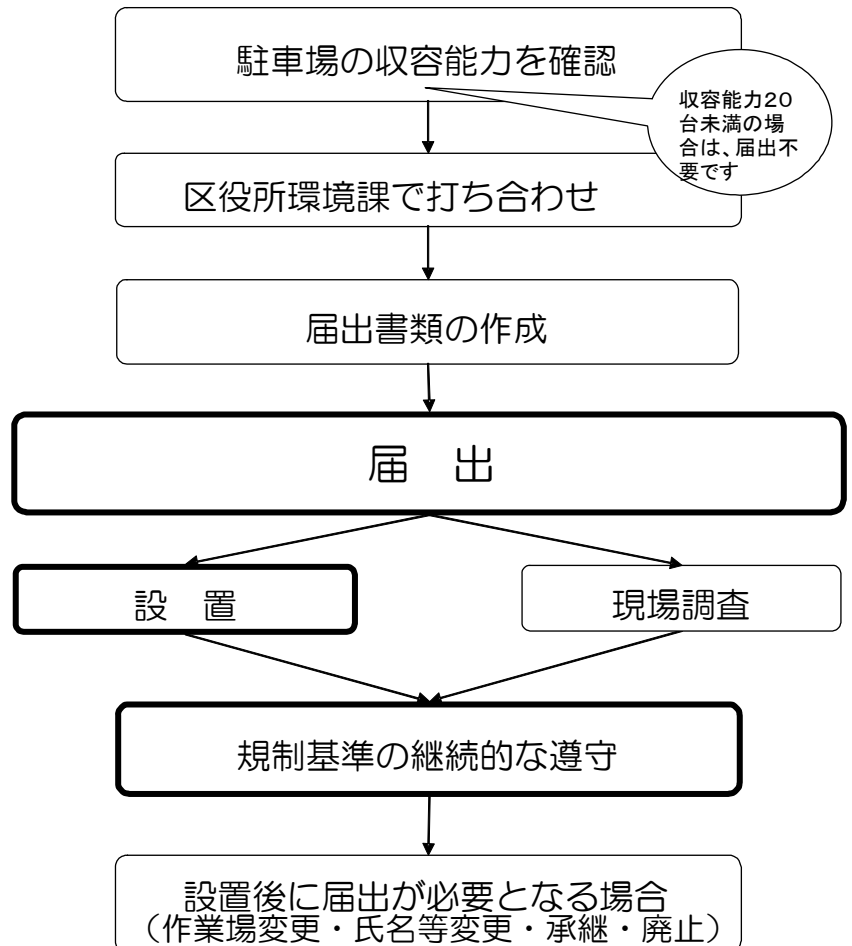
※四隣関係を明確にしてください。

⑤機械式駐車場の場合は騒音測定を行った時の資料

⑥その他、立面図等場合により必要な書類等は担当職員からお知らせします。

別紙の記入例を参考にして作成してください。

駐車場の届出に関する流れ



※上記①の用紙は、区役所環境課窓口に用意してあります。
また、東京都環境局のホームページよりダウンロードできます。
(環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>)

(2) 申請書作成時の注意点

- ・申請書の作成は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
- ・申請書は、2部（正本にその写し）作成してください。写しは後でお返しします。※写しは、「印」以外の複写可

(3) 申請に来庁される時

指定作業場の申請をするときは、あらかじめ担当者に連絡し、来庁して下さい。
また、できるだけ申請に係る印鑑、法人であれば代表者印を持参してください。

(4) 届出の期限

設置工事に着手する30日前です。

6. 設置届出が終了した後の届出

指定作業場の届出・設置が完了した後も、下記に該当すれば、届出が必要となります。ご注意ください。

(1) 指定作業場変更届（規則第41条・第16号様式）

既に設置されている指定作業場の種類・作業・建物・施設または公害防止方法を変更する時は、変更工事に着手する30日前までに、「指定作業場変更届」を提出しなければなりません。

(例) 駐車台数が増加した場合

敷地内で駐車場の配置を変更した場合

駐車設備(機械式または自走式立体駐車場)を導入または変更する場合

(2) 氏名等変更届（規則第38条・第13号様式）

事業主の氏名および住所等（法人にあつては、名称、代表者の氏名、本社所在地）を変更した時は、変更した日から30日以内に「指定作業場氏名等変更届」を提出してください。

(3) 承継届（規則第40条・第15号様式）

指定作業場を譲受け、借受け、相続、合併等によりその地位を承継した時は、承継した日から30日以内に「指定作業場承継届」を提出してください。

(4) 廃止届（規則第39条・第14号様式）

指定作業場を廃止した時は、廃止した日から30日以内に「指定作業場廃止届」を提出してください。

7. 問合せ先

【駐車場(指定作業場)の届出に関して】

練馬区環境部環境課環境規制係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL : 03-5984-4712 (直通)

FAX : 03-5984-1227

【環境確保条例の内容・様式のダウンロード】

環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

別表 1

環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

(条例第 68 条、別表第 7 五)

区域の区分		時間の区分			
		朝	昼間	夕	夜間
		6 時 ～8 時	8 時 ～19 時	19 時 ～23 時	23 時 ～6 時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40dB	45dB	40dB	40dB
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域※	45dB	50dB	45dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域 (第1特別地域を除く。) 商業地域 (第1特別地域を除く。) 準工業地域 (第1特別地域を除く。) 第2特別地域※	55dB	60dB (8 時 ～20 時)	55dB (20 時 ～23 時)	50dB
第4種区域	工業地域 (第1、第2特別地域を除く。)	60dB	70dB (8 時 ～20 時)	60dB (20 時 ～23 時)	55dB

ただし、次の各号に掲げる工場・指定作業場に対するこの基準の適用は、以下のようになります。

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場・指定作業場は、上記の値から5dBを減じた値を適用します。

※ 特別地域:2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲

※この表は、練馬区内に関する内容を抜粋したものです。

別表2

環境確保条例の工場・指定作業場に係る振動の規制基準

(条例第68条、別表第7六)

区域の区分		時間の区分	
		8時～19時	19時～8時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	60dB	55dB
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
第2種 区域	近隣商業地域	65dB (8時～20時)	60dB (20時～8時)
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
<p>ただし、次の各号に掲げる工場・指定作業場に対するこの基準の適用は、以下のようになります。</p> <p>学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内の工場・指定作業場は、上記の値から5dBを減じた値を適用します。</p>			

※この表は、練馬区内に関する内容を抜粋したものです。

記入例

指定作業場 **設置変更** 届出書

年 月 日

練馬区長 殿

法人の場合は
代表者印

駐車場を管理している
事業所、または管
理組合の代表者

住所 練馬区〇〇町〇-〇-〇

氏名 練馬太郎 **印** ®
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 **第 8 9 条** の規定により、関係書類を添えて、
第 9 0 条

次のとおり届けます。

既 設 置 番 号 等	設置番号・年月日	第 号 年 月 日			
	変更事由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 ばい煙等の防止の方法
指定作業場の名称	練馬第 1 駐 車 場				
指定作業場の所在地	練馬区豊玉北6-12-1				
指定作業場の種類	自動車駐車場			病院に あつては 病床数	床
地 域 等	用途地域		水域		
	商業地域		公共下水道		
自動車の出入口が接する道路の幅員	25 m	50メートル以内の学校・図書館・病院・診療所・保育所・特別養護老人ホームの所在位置			別紙(2)のとおり
作業時間	から まで(24 時間)				
工事着工予定	平成15年4月10日	工事完成予定	平成15年5月10日		
従業員数 (常用雇用者数)	2 人	停止予定	年 月 日		
連絡先	所属 氏名		電話番号		
	ファクシミリ番号		電子メールアドレス		

駐車場で働いている従業員がいれば、その人数

営業時間等が決まっている場合は、その時間を記入

- は、記入しないこと。
- この欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、
- 3 変更届として使用するときには、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」は、変更のある欄のみ記入すること(添付する別紙についても同じ。)
 - 4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第 2 に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
 - 5 「用途地域」の欄には都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第 7 4 の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 - 6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

敷地・建物の状況	建物・施設の配置	別紙(3)のとおり			
	敷地面積 (m ²)	600.21 m ²			
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	自走式立体駐車場		
		用途	駐車場		駐車場
		階数	2	} 立体駐車場および屋根付駐車場の場合に記入してください。	
		構造	鉄骨造		
		建築面積 (m ²)	300 m ²		
作業場面積 (m ²)		530.21 m ²		420 m ²	
主たる施設の能力等	種類	3段昇降式	} 機械式立体駐車場について記入してください。		
	公称能力	9台駐車可			
	動力 (kW)	2.2kw			
	台数	3			
	別紙番号				
	構造・使用の方法	別紙()のとおり			
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質	特になし				
作業の方法	駐車場業務				
公害防止の方法	早朝、深夜の空ふかし、不要なアイドリング、ドアの開閉、カーステレオ、ラジオ等の音について、利用者へ管理注意を行い、アイドリング・ストップの看板を設置する。 また、住宅隣接部に緑化を行い、周辺住環境との調和をはかる。				
備考	<p>1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。</p> <p>2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。</p>				

自 動 車 駐 車 場
自 動 車 タ ー ミ ナ ル
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド
自 動 車 洗 車 場

収容台数・停留台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総 数	20 台	大 型 車	
			中 型 車	15台
			小 型 車	5台
一日の出入台数	約 35 台			
貨物の種類				
洗浄機の型式			原動機の定格出力	
貯蔵タンクの基数			貯蔵総量（単位）	(kℓ・t・m ³)
各貯蔵タンク毎の 貯蔵物質名	タンクの内容積等 （単位）	炭化水素系物質の排出防止設備		
		設備の有無	設備の種類	
	(kℓ・t・m ³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他()	
	(kℓ・t・m ³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他()	
	(kℓ・t・m ³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他()	
	(kℓ・t・m ³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他()	
	(kℓ・t・m ³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他()	
	(kℓ・t・m ³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他()	

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

別紙3を参照

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
 2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。
 3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。





